相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市西区池田二丁目一一八一番地、最後の住所東京都板橋区高島平三丁目一番八―七〇四号　被相続人　亡　三宅みどり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東金町七丁目五三三番地、最後の住所東京都葛飾区東金町七丁目五番二号　被相続人　亡　古宮　義男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

事務所東京都千代田区神田富山町二四番地　神田富山町ビル六階みどり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　海老原　覚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市矢島町七日町字七日町四二番地一、最後の住所東京都八王子市美山町一四六三番地優仁ホーム　被相続人　亡　鈴木久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

事務所東京都千代田区麹町四丁目三番五号紀尾井観光ビル三階吉田崇一郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田崇一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市三春町二丁目三七番地、最後の住所横浜市泉区岡津町二九二六番地一特別養護老人ホームけいあいの郷緑園　被相続人　亡　有家　廉信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

横浜市青葉区市ケ尾町五三四番地一一

相続財産管理人　司法書士　山崎　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県茅ヶ崎市甘沼七五七番地八、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市甘沼七五七番地八　被相続人　亡　渡邊　吉造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

横浜市中区南仲通三―三五　横浜エクセレントⅢ四階Ａ二

相続財産管理人　弁護士　櫻井みぎわ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市窪田八六三番地、最後の住所新潟県佐渡市窪田八六三〇番地五　被相続人　亡　大林　富栄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

新潟県佐渡市河原田本町三九四番地　法テラス佐渡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森田　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北安曇郡小谷村大字中土一二八二六番地、最後の住所長野県長野市篠ノ井東福寺四三六番地　被相続人　亡　成田　幸末

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

長野県須坂市大字幸高二二二番地二法律事務所ＭＡＩＭＥＮ

相続財産管理人　弁護士　藤原　寛史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市南区松下町一丁目一〇番地、最後の住所名古屋市南区三吉町六丁目一五番地の一　被相続人　亡　岡田　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

名古屋市中区丸の内一―五―二八伊藤忠丸の内ビル八階Ａ室瀬古賢二法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅井　淳之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市東山崎町三二番地一、最後の住所大阪市淀川区東三国一丁目七番八号島田文化　被相続人　亡　香西　邦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

大阪市北区西天満二丁目一〇番二号幸田ビル四階四〇一号室

相続財産管理人　弁護士　天野　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市脇町字拝原二三一六番地、最後の住所兵庫県姫路市御立西二丁目四番一一号　被相続人　亡　三宅　伸彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

兵庫県姫路市安田三丁目一〇三番地の二

相続財産管理人　弁護士　川崎　志保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市港町二丁目九二四番地、最後の住所広島県三原市港町二丁目六番一三号　被相続人　亡　神原イチコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

事務所広島県三原市糸崎七丁目一五番一号

相続財産管理人　司法書士　安藤　由紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県児湯郡新富町大字日置四九七七番地、最後の住所福岡県春日市大谷八丁目二三番地　被相続人　亡　津田　一枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三―三〇五号

相続財産管理人　司法書士　坂田　亮平

第62期決算公告　平成29年11月21日

大阪府門真市柳田町14番12号

株式会社アテナ商会

代表取締役　西堤　克

貸借対照表の要旨（平成29年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	115,307
	固定資産	96,744
	合計	212,051
負債及び純資産の部	流動負債	83,573
	（内賞与引当金）	(2,600)
	固定負債	80,446
	（内退職給付引当金）	(16,058)
	株主資本	48,031
	資本金	20,000
	利益剰余金	28,031
	利益準備金	2,400
	その他利益剰余金	25,631
	（内当期純利益）	(202)
	合計	212,051